

◎ 国民年金・厚生年金保険障害認定基準〔第8節／精神の障害〕新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行																
<p>第3 障害認定に当たっての基準 第1章 障害等級認定基準 第8節／精神の障害</p> <p>精神の障害による障害の程度は、次により認定する。</p> <p>1 認定基準 (略)</p> <p>2 認定要領</p> <p>精神の障害は、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分(感情)障害」、「症状性を含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知的障害」、「発達障害」に区分する。</p> <p>症状性を含む器質性精神障害、てんかんであって、<u>妄想</u>、幻覚等のあるものについては、「A 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害並びに気分(感情)障害」に準じて取り扱う。</p> <p>A 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害並びに気分(感情)障害</p> <p>(1) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="159 1126 786 2089"> <thead> <tr> <th>障害の程度</th> <th>障 害 の 状 態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級</td> <td>1 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため高度の人格変化、思考障害、その他<u>妄想</u>・幻覚等の異常体験が著明なため、常時の<u>援助</u>が必要なもの 2 気分(感情)障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動の障害及び高度の思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするため、常時の<u>援助</u>が必要なもの</td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td>1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため人格変化、思考障害、その他<u>妄想</u>・幻覚等の異常体験があるため、日常生活が著しい制限を受けるもの 2 気分(感情)障害によるものにあつては、気分、意欲・行動の障害及び思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり又はひんぱんに繰り返したりするため、日常生活が著しい制限を受けるもの</td> </tr> <tr> <td>3 級</td> <td>1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくないが、思考障害、その他<u>妄想</u>・幻覚等の異常体験があり、労働が制限を受けるもの</td> </tr> </tbody> </table>	障害の程度	障 害 の 状 態	1 級	1 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため高度の人格変化、思考障害、その他 <u>妄想</u> ・幻覚等の異常体験が著明なため、常時の <u>援助</u> が必要なもの 2 気分(感情)障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動の障害及び高度の思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするため、常時の <u>援助</u> が必要なもの	2 級	1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため人格変化、思考障害、その他 <u>妄想</u> ・幻覚等の異常体験があるため、日常生活が著しい制限を受けるもの 2 気分(感情)障害によるものにあつては、気分、意欲・行動の障害及び思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり又はひんぱんに繰り返したりするため、日常生活が著しい制限を受けるもの	3 級	1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくないが、思考障害、その他 <u>妄想</u> ・幻覚等の異常体験があり、労働が制限を受けるもの	<p>第3 障害認定に当たっての基準 第1章 障害等級認定基準 第8節／精神の障害</p> <p>精神の障害による障害の程度は、次により認定する。</p> <p>1 認定基準 (略)</p> <p>2 認定要領</p> <p>精神の障害は、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分(感情)障害」(以下「<u>そううつ病</u>」という。)、<u>症状性</u>を含む器質性精神障害、「てんかん」、「知的障害」、「発達障害」に区分する。</p> <p>症状性を含む器質性精神障害、てんかんであって、<u>もう想</u>、幻覚等のあるものについては、「A 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害並びに気分(感情)障害」に準じて取り扱う。</p> <p>A 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害並びに気分(感情)障害</p> <p>(1) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="869 1126 1505 2089"> <thead> <tr> <th>障害の程度</th> <th>障 害 の 状 態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級</td> <td>1 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため高度の人格変化、思考障害、その他<u>もう想</u>・幻覚等の異常体験が著明なため、常時の<u>介護</u>が必要なもの 2 <u>そううつ病</u>によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動の障害及び高度の思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするため、常時の<u>介護</u>が必要なもの</td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td>1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため人格変化、思考障害、その他<u>もう想</u>・幻覚等の異常体験があるため、日常生活が著しい制限を受けるもの 2 <u>そううつ病</u>によるものにあつては、気分、意欲・行動の障害及び思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり又はひんぱんに繰り返したりするため、日常生活が著しい制限を受けるもの</td> </tr> <tr> <td>3 級</td> <td>1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくないが、思考障害、その他<u>もう想</u>・幻覚等の異常体験があり、労働が制限を受けるもの</td> </tr> </tbody> </table>	障害の程度	障 害 の 状 態	1 級	1 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため高度の人格変化、思考障害、その他 <u>もう想</u> ・幻覚等の異常体験が著明なため、常時の <u>介護</u> が必要なもの 2 <u>そううつ病</u> によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動の障害及び高度の思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするため、常時の <u>介護</u> が必要なもの	2 級	1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため人格変化、思考障害、その他 <u>もう想</u> ・幻覚等の異常体験があるため、日常生活が著しい制限を受けるもの 2 <u>そううつ病</u> によるものにあつては、気分、意欲・行動の障害及び思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり又はひんぱんに繰り返したりするため、日常生活が著しい制限を受けるもの	3 級	1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくないが、思考障害、その他 <u>もう想</u> ・幻覚等の異常体験があり、労働が制限を受けるもの
障害の程度	障 害 の 状 態																
1 級	1 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため高度の人格変化、思考障害、その他 <u>妄想</u> ・幻覚等の異常体験が著明なため、常時の <u>援助</u> が必要なもの 2 気分(感情)障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動の障害及び高度の思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするため、常時の <u>援助</u> が必要なもの																
2 級	1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため人格変化、思考障害、その他 <u>妄想</u> ・幻覚等の異常体験があるため、日常生活が著しい制限を受けるもの 2 気分(感情)障害によるものにあつては、気分、意欲・行動の障害及び思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり又はひんぱんに繰り返したりするため、日常生活が著しい制限を受けるもの																
3 級	1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくないが、思考障害、その他 <u>妄想</u> ・幻覚等の異常体験があり、労働が制限を受けるもの																
障害の程度	障 害 の 状 態																
1 級	1 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため高度の人格変化、思考障害、その他 <u>もう想</u> ・幻覚等の異常体験が著明なため、常時の <u>介護</u> が必要なもの 2 <u>そううつ病</u> によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動の障害及び高度の思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするため、常時の <u>介護</u> が必要なもの																
2 級	1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため人格変化、思考障害、その他 <u>もう想</u> ・幻覚等の異常体験があるため、日常生活が著しい制限を受けるもの 2 <u>そううつ病</u> によるものにあつては、気分、意欲・行動の障害及び思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり又はひんぱんに繰り返したりするため、日常生活が著しい制限を受けるもの																
3 級	1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくないが、思考障害、その他 <u>もう想</u> ・幻覚等の異常体験があり、労働が制限を受けるもの																

<p>2 気分(感情)障害によるものにあつては、気分、意欲・行動の障害及び思考障害の病相期があり、その病状は著しくないが、これが持続したり又は繰り返し、労働が制限を受けるもの</p>	<p>2 そううつ病によるものにあつては、気分、意欲・行動の障害及び思考障害の病相期があり、その病状は著しくないが、これが持続したり又は繰り返し、労働が制限を受けるもの</p>
<p>(2) 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害並びに気分(感情)障害の認定に当たっては、次の点を考慮のうえ慎重に行う。</p>	<p>(2) 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害並びに気分(感情)障害の認定に当たっては、次の点を考慮のうえ慎重に行う。</p>
<p>ア (略)</p>	<p>ア (略)</p>
<p>イ <u>気分(感情)障害は、本来、症状の著明な時期と症状の消失する時期を繰り返すものである。したがって、現症のみによって認定することは不十分であり、症状の経過及びそれによる日常生活活動等の状態を十分考慮する。</u> <u>また、統合失調症等とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合(加重)認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。</u></p>	<p>イ <u>そううつ病は、本来、症状の著明な時期と症状の消失する時期を繰り返すものである。したがって、現症のみによって認定することは不十分であり、症状の経過及びそれによる日常生活活動等の状態を十分考慮する。</u></p>
<p>(3) 日常生活能力等の判定に当たっては、<u>身体的機能及び精神的機能を考慮のうえ、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。</u>また、現に仕事に従事している者については、<u>労働に従事していることをもって、直ちに日常生活能力が向上したものと捉えず、その療養状況を考慮するとともに、仕事の種類、内容、就労状況、職場で受けている援助の内容、他の従業員との意思疎通の状況等を十分確認したうえで日常生活能力を判断すること。</u></p>	<p>(3) 日常生活能力等の判定に当たっては、<u>身体的機能及び精神的機能、特に、知情意面の障害も考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。</u>また、現に仕事に従事している者については、<u>その療養状況を考慮し、その仕事の種類、内容、従事している期間、就労状況及びそれらによる影響も参考とする。</u></p>
<p>(4) (略)</p>	<p>(4) (略)</p>
<p>(5) 神経症にあつては、その症状が長期間持続し、一見重症なものであつても、原則として、認定の対象とならない。ただし、その臨床症状から判断して精神病の病態を示しているものについては、<u>統合失調症又は気分(感情)障害に準じて取り扱う。</u> <u>なお、認定に当たっては、精神病の病態が I C D - 1 0 による病態区分のどの区分に属す病態であるかを考慮し判断すること。</u></p>	<p>(5) 神経症にあつては、その症状が長期間持続し、一見重症なものであつても、原則として、認定の対象とならない。ただし、その臨床症状から判断して精神病の病態を示しているものについては、<u>統合失調症又はそううつ病に準じて取り扱う。</u></p>
<p>B 症状性を含む器質性精神障害</p>	<p>B 症状性を含む器質性精神障害</p>
<p>(1) <u>症状性を含む器質性精神障害(高次脳機能障害を含む。)</u>とは、先天異常、頭部外傷、変性疾患、新生物、中枢神経等の器質障害を原因として生じる精神障害に、<u>膠原病や内分泌疾患を含む全身疾患による中枢神経障害等を原因として生じる症状性の精神障害を含むものである。</u> <u>なお、アルコール、薬物等の精神作用物質の使用による精神及び行動の障害(以下「精神作用物質使用による精神障害」という。)についてもこの項に含める。</u> <u>また、症状性を含む器質性精神障害とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合(加重)認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。</u></p>	<p>(1) 症状性を含む器質性精神障害とは、<u>先天異常、頭部外傷、変性疾患、新生物、中枢神経等の器質障害を原因として生じる精神障害に、膠原病や内分泌疾患を含む全身疾患による中枢神経障害等を原因として生じる症状性の精神障害を含むものである。</u> <u>なお、アルコール、薬物等の精神作用物質の使用による精神及び行動の障害(以下「精神作用物質使用による精神障害」という。)についてもこの項に含める。</u></p>
<p>(2) 各等級等に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。</p>	<p>(2) 各等級等に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。</p>

障害の程度	障 害 の 状 態
1 級	高度の認知障害、高度の人格変化、その他の高度の精神神経症状が著明なため、常時の <u>援助</u> が必要なもの
2 級	<u>認知障害</u> 、人格変化、その他の精神神経症状が著明なため、日常生活が著しい制限を受けるもの
3 級	1 認知障害、人格変化は著しくないが、その他の精神神経症状があり、労働が制限を受けるもの 2 <u>認知障害</u> のため、労働が著しい制限を受けるもの
障害手当金	<u>認知障害</u> のため、労働が制限を受けるもの

(3)・(4) (略)

(5) 高次脳機能障害とは、脳損傷に起因する認知障害全般を指し、日常生活又は社会生活に制約があるものが認定の対象となる。その障害の主な症状としては、失語、失行、失認のほか記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などがある。

なお、障害の状態は、代償機能やリハビリテーションにより好転も見られることから療養及び症状の経過を十分考慮する。

また、失語の障害については、本章「第6節 言語機能の障害」の認定要領により認定する。

(6) 日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮のうえ、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。また、現に仕事に従事している者については、労働に従事していることをもって、直ちに日常生活能力が向上したものと捉えず、その療養状況を考慮するとともに、仕事の種類、内容、就労状況、仕事場で受けている援助の内容、他の従業員との意思疎通の状況等を十分確認したうえで日常生活能力を判断すること。

C てんかん

(1) (略)

(2) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障 害 の 状 態
1 級	十分な治療にかかわらず、てんかん性発作のA又はBが月に1回以上あり、かつ、常時の <u>援助</u> が必要なもの
2 級	十分な治療にかかわらず、てんかん性発作のA又はBが年に2回以上、もしくは、C又はDが月に1回以上あり、かつ、日常生活が著しい制限を受けるもの
3 級	十分な治療にかかわらず、てんかん性発作のA又はBが年に2回未満、もしくは、C又はDが月に1回未満あり、かつ、労働が制限を受けるもの

(注1)・(注2) (略)

障害の程度	障 害 の 状 態
1 級	高度の認知症、高度の人格変化、その他の高度の精神神経症状が著明なため、常時の <u>介護</u> が必要なもの
2 級	<u>認知症</u> 、人格変化、その他の精神神経症状が著明なため、日常生活が著しい制限を受けるもの
3 級	1 認知症、人格変化は著しくないが、その他の精神神経症状があり、労働が制限を受けるもの 2 <u>認知症</u> のため、労働が著しい制限を受けるもの
障害手当金	<u>認知症</u> のため、労働が制限を受けるもの

(3)・(4) (略)

(5) 器質障害としての単症状については、本章「第9節 神経系統の障害」の認定要領により認定するものとし、その諸症状、認定時の具体的な日常生活状況等を把握して、全体像から総合的に認定する。

(6) 日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能、特に、知情意面の障害も考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。また、現に仕事に従事している者については、その療養状況を考慮し、その仕事の種類、内容、従事している期間、就労状況及びそれらによる影響も参考とする。

C てんかん

(1) (略)

(2) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障 害 の 状 態
1 級	十分な治療にかかわらず、てんかん性発作のA又はBが月に1回以上あり、かつ、常時の <u>介護</u> が必要なもの
2 級	十分な治療にかかわらず、てんかん性発作のA又はBが年に2回以上、もしくは、C又はDが月に1回以上あり、かつ、日常生活が著しい制限を受けるもの
3 級	十分な治療にかかわらず、てんかん性発作のA又はBが年に2回未満、もしくは、C又はDが月に1回未満あり、かつ、労働が制限を受けるもの

(注1)・(注2) (略)

(3) てんかんの認定に当たっては、その発作の重症度(意識障害の有無、生命の危険性や社会生活での危険性の有無など)や発作頻度に加え、発作間欠期の精神神経症状や認知障害の結果、日常生活動作がどの程度損なわれ、そのためにどのような社会的不利益を被っているのかという、社会的活動能力の損減を重視した観点から認定する。

様々なタイプのでんかん発作が出現し、発作間欠期に精神神経症状や認知障害を有する場合には、治療及び病状の経過、日常生活状況等によっては、さらに上位等級に認定する。

また、てんかんとその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合(加重)認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。

(4) (略)

D 知的障害 (略)

E 発達障害 (略)

(3) てんかんの認定に当たっては、その発作の重症度(意識障害の有無、生命の危険性や社会生活での危険性の有無など)や発作頻度に加え、発作間欠期の精神神経症状や認知障害の結果、日常生活動作がどの程度損なわれ、そのためにどのような社会的不利益を被っているのかという、社会的活動能力の損減を重視した観点から認定する。

様々なタイプのでんかん発作が出現し、発作間欠期に精神神経症状や認知障害を有する場合には、治療及び病状の経過、日常生活状況等によっては、さらに上位等級に認定する。

(4) (略)

D 知的障害 (略)

E 発達障害 (略)